

# 総務委員会資料

平成 26 年 5 月 29 日（木）

## 陳情第 111 号

市立中学校の完全給食実施に関する陳情

教育委員会

# 川崎市立中学校完全給食実施方針（素案）中間取りまとめ

## ～中学校完全給食の早期実現に向けて～

### 1 「川崎市立中学校給食の基本方針」について

- 本市では、これまで、市立中学校の昼食は、「家庭からのお弁当」を基本とする「ミルク給食」を実施し、併せて、お弁当が持参できない時にそれを補完する制度として「ランチサービス事業」を実施してきましたが、中学校完全給食の実施に関する「市議会の決議」や様々な意見・要望があったことを踏まえて教育委員会会議において議論を重ねた結果、中学校においても、小学校と同様に「完全給食」を実施することが望ましいとの結論に至り、昨年 11 月に「川崎市立中学校給食の基本方針」を決定
- この基本方針に基づき、安全・安心で温かい中学校完全給食の早期実現に向けた取組を推進

#### 川崎市立中学校給食の基本方針（平成 25 年 11 月 26 日 川崎市教育委員会会議決定）

- 1 早期に中学校完全給食を実施します。
- 2 学校給食を活用した、さらなる食育の充実を図ります。
- 3 安全・安心な給食を提供します。
- 4 温かい給食を全校で提供します。

(参考)

完全給食	給食内容がパン又は米飯（これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。）、ミルク及びおかず	
ミルク給食	給食内容がミルクのみ。	現在の本市中学校給食の形態

### 2 実施方針（素案）策定に向けた検討状況について（中間取りまとめ）

「川崎市立中学校完全給食実施方針（素案）」の策定に向けた、現時点での検討状況は、次のとおり。

#### (1) 学校給食を活用した食育の推進について

中学校完全給食の実施に伴い、次による食育を推進

- 教科や特別活動等における学校給食と関連させた食育
- 給食の準備や片付け等の共同作業や同じ食事を一緒に食べる「共食」による食育
- 小学校からの継続的かつ計画的な食育
- 地場産物等の給食への活用による食育

#### (2) 中学校完全給食の喫食形態について

給食を生きた教材として活用できること、統一的な食育の指導が可能となること、共食・共同作業による食育の推進が図られることなどから、全員喫食を原則とすることを基本として検討

### (3) 安全・安心・良質かつ廉価な食材の確保について

- 安全・安心・良質を最優先とし、かつ廉価に給食用食材を確保するため、小学校給食で実績のある（公財）川崎市学校給食会を活用することを基本として検討
- 食育推進に資するよう、市内産・県内産といった地産地消に配慮した食材の調達・使用について検討

### (4) 中学校完全給食の食器の形態等について

- 食器については、「安全性の確保」、「多様な献立への対応」、「取扱いのしやすさ」、「経済性」の観点を重視して選定
- 食事マナーや共同作業による食育の観点から、食器の形態については、小学校給食と同様のセパレート型の食器とすることを基本として検討
- 中学生の自己管理能力を育む等の食育の観点から、箸等の持参（いわゆる「マイ箸」）についても検討

(参考)

	食器（セパレート型）	ランチプレート	弁当箱
種類			

### (5) 中学校完全給食の実施手法等について

#### ア 実施手法について

- 市立中学校全校における自校方式又は親子方式による完全給食の実施には、多くの学校で運動場に調理場を整備せざるを得ない状況が生じるなど、教育環境への影響が大きいと見られ、現時点では困難な状況。個別の学校における可能性については、引き続き検討
- 生徒数の推計に基づく食数約3万食という規模、本市特有の細長い地形等を考慮し、市立中学校を複数のエリアに分けた上で、センター方式又は民設民営方式による完全給食を実施することを基本として検討

(参考)

自校方式	市が各学校の敷地内に調理場を設置し、当該調理場において自校分の給食を調理する方式。本市立小学校は、当該方式で実施
親子方式	自校内に調理場を持つ学校（親校）が、調理場を持たない学校（子校）の分の給食も調理し、親校から子校へ配送する方式
センター方式	市が市有地等に大規模な調理場を設置し、当該調理場で調理した給食を、複数の学校へ配送する方式
民設民営方式	民間事業者が調理場を所有し、市が当該民間事業者等に調理業務等を委託し、当該調理場で調理した給食を、食缶又は弁当箱により複数の学校へ配送する方式

## イ 民間活力を活かした効率的な手法について

- P F I の可能性も含め、民間活力を活かしたあらゆる手法を比較検討の上、効率的・効果的な実施手法による安全・安心で温かい中学校完全給食の全校実施に向けた取組を推進

(参考)	公設民営方式	市が、各学校の敷地内に調理場を設置し、又は市有地等に大規模な調理場を設置し、民間事業者等に調理業務等を委託して給食事業を行う方式 ・本市の小学校・特別支援学校 116 校のうち、47 校で実施（平成 26 年 4 月現在）
	民設民営方式	市は民間事業者等に調理業務等を委託し、当該民間事業者は自社が有する調理場において、調理業務等を請け負い、給食事業を行う方式。弁当箱で配送する都市が多いが、食缶で配送する事例もある。 ・政令市では、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、広島市（弁当箱） ・甲府市、武蔵村山市（食缶）
	P F I 方式	公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（P F I 法）に基づき実施される。 ・政令市では、主に学校給食センターで採用。本市では、はるひ野小中学校で採用

### （6）中学校完全給食の開始時期について

- 平成 28 年度中の全校実施に向け取組みを推進
- 具体的な開始時期については、中学校完全給食実施に係る整備計画、学校運営の状況等を踏まえ検討
- 中学校完全給食の試行実施についても検討

### （7）中学校給食の給食費の額について

給食費の額については、中学生の学校給食摂取基準や本市の小学校・特別支援学校の給食費の額、他都市の状況等を総合的に勘案して決定

## 3 今後のスケジュールについて

平成 26 年 9 月	中学校完全給食実施方針（素案）の公表
9 月～	パブリックコメント・保護者説明会等の実施
11 月	中学校完全給食実施方針の決定
11 月～	中学校完全給食実施に向けた取組の推進
平成 27 年度	同上
平成 28 年度	中学校完全給食の実施

## これまでの検討経過

## 平成25年

11月26日 教育委員会(基本方針決定)

12月17日 中学校給食推進会議第1回

## 平成26年

1月22日 東柿生小学校視察(市長・教育委員会)

1月28日 教育委員会(請願審査)

1月30日 中原中学校ほか視察(市長・教育委員会)

2月4日 西八千代市視察(教育委員会事務局)

2月6日 府中市視察(教育委員会事務局)

2月12日 教育委員会

2月13日 中学校給食推進連絡協議会第1回

2月17日 中学校給食推進会議検討部会第1回

3月14日 中学校給食推進会議検討部会第2回

3月20日 武蔵村山市視察(教育委員会事務局)

3月27日 中学校給食推進連絡協議会第2回

4月8日 教育委員会

4月17日 中学校給食推進連絡協議会第3回

4月18日 中学校給食推進会議検討部会第3回

4月22日 中学校給食推進会議第2回

4月22日 教育委員会

4月24日 海老名市視察(教育委員会)

5月2日 甲府市視察(市長・教育委員会・協議会委員)

5月9日 教育委員会

5月13日 教育委員会

5月19日 中学校給食推進連絡協議会第4回

5月19日 中学校給食推進会議検討部会第4回

5月20日 中学校給食推進会議第3回

5月20日 教育委員会

5月26日 中学校給食推進会議検討部会第5回

5月27日 中学校給食推進会議第4回

5月27日 政策・調整会議

5月27日 教育委員会

## 中学校給食推進連絡協議会設置要綱

〔平成26年2月3日教育長決裁〕  
〔25川教給第9号〕

(趣旨)

第1条 中学校完全給食の早期実施に伴う諸課題について協議するため、中学校給食推進連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議するものとする。

- (1) 中学校完全給食の早期実施に伴う諸課題に関すること。
- (2) 民間活力を活かした安全・安心で効率的な手法に関すること。
- (3) その他中学校完全給食の早期実施に伴う必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 座長は、川崎市PTA連絡協議会会長をもって充てる。
- 3 副座長は、教育委員会事務局中学校給食推進室長をもって充てる。

(会議等)

第4条 協議会は、座長が必要に応じて召集し、その議長となる。

- 2 座長は、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、教育委員会事務局中学校給食推進室において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月13日から施行する。

別表(第3条関係)

座長	川崎市PTA連絡協議会会長
副座長	教育委員会事務局中学校給食推進室長
委員	川崎市立小学校長会長が指名する校長
	川崎市立中学校長会長が指名する校長
	川崎市教職員組合執行委員長が指名する役員
	川崎市PTA連絡協議会会長が指名する者
	教育委員会事務局総務部企画課長
	教育委員会事務局職員部教職員課長
	教育委員会事務局教育環境整備推進室〔施設マネジメント〕担当課長
	教育委員会事務局学校教育部指導課〔指導・調整〕担当課長
	教育委員会事務局学校教育部健康教育課〔学校給食〕担当課長
	教育委員会事務局中学校給食推進室〔食育〕担当課長
	教育委員会事務局中学校給食推進室〔計画・事業推進〕担当課長